1　登録番号　第22789号
2　登録年月日　平成25年11月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　シューオセロ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第22808号
2　登録年月日　平成25年11月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　DEKBASILIO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリバイオ株式会社
静岡県浜松市中区板屋町110番地の５

○農林水産省告示第千二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十八年十一月二十六日に消滅したものとみなされる。

平成二十九年六月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

1　登録番号　第7564号
2　登録年月日　平成11年11月25日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　ハッピーガール　キス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
山本二郎
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

○国土交通省告示第六百四十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年六月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5454号	耐火救命艇（救助艇の艤装に適合するもの）	ＤＭＬ－73Ｓ	株式会社ニシエフ	山口県下関市豊北町大字粟野4238番地

○国土交通省告示第六百四十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十九年六月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月二十七日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5324号	船外機（小型船舶用）	ＢＡＡＣ	Jialing-Honda Motors Co., Ltd.	クランク軸、クラッチスリーブ及びクラッチアウタの使用材料の追加

○東北地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十七日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
能代市二ツ井町小繋字中島一〇八番三から北秋田市今泉字根立場二番三七四まで	前	Ａ　一一・五〇～一三・五〇メートル	四・八二六キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一一・五〇～一三五・〇〇	四・八二六	
		Ｂ　一六・二〇～一八三・二〇	四・五一二	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十四号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、阿賀野川水系湯川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北陸地方整備局及び金沢河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十七日

北陸地方整備局長　中神　陽一

○九州地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十七日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十七号及び二百五十一号	雲仙市千々石町丙字龍下二二〇四番四から同市千々石町丙字太田二一七七番一八まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年六月二十七日